

議案第39号

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）	公職名	給料 月額 (円)	報酬		
			年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)
〔略〕					
投票所の投票管理者				12,600	
期日前投票所の投票管理者				11,100	
開票管理者				10,600	
選挙立会人				8,800	
投票所の投票立会人				10,700	
〔略〕					
別表（第3条関係）					
別表（第3条関係）	公職名	給料 月額 (円)	報酬		
			年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)
〔略〕					
投票所の投票管理者				12,600	
共通投票所の投票管理者				12,600	
期日前投票所の投票管理者				11,100	
開票管理者				10,600	
選挙立会人				8,800	
投票所の投票立会人				10,700	
共通投票所の投票立会人				10,700	
〔略〕					

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

一関市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例等の一部を改正する条例  
(一関市市税条例の一部改正)

第1条 一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（ _____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ _____.）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當</p>

## 5 [略]

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第35条の9 所得割の納税義務者が、第34条第4項の申告書

に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により

であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

## 5 [略]

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第35条の9 所得割の納税義務者が、第34条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により

配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書

\_\_\_\_\_に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 [略]

(市民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定によって控除すべき金額(以下この

配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 [略]

(市民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条にお

条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする\_\_\_\_\_)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合にお

いて「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には\_\_\_\_\_, 法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には\_\_\_\_\_, 当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合にお

いて、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 [略]

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については\_\_\_\_\_、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から

いて、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 [略]

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から

- 当該修正申告書を提出した日（法第321条の8 第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間
- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6 第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2 第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第53条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2 第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2 第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8 第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法
- 当該修正申告書を提出した日（法第321条の8 第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間
- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6 第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2 第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第53条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2 第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2 第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8 第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法

人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする\_\_\_\_\_。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 [略]

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出

があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項\_\_\_\_\_、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当

人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には\_\_\_\_\_、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 [略]

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）

があったとき（当該税額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があった\_\_\_\_\_に限る。）は、当

該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については\_\_\_\_\_、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る\_\_\_\_\_市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_までの期間

（固定資産税の課税標準）

第61条 [略]

2～7 [略]

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9・10 [略]

該増額更正\_\_\_\_\_により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正\_\_\_\_\_の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

（固定資産税の課税標準）

第61条 [略]

2～7 [略]

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 [略]

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

- (施行規則第15条の3第2項  
の規定による補正の方法の申出)
- 第63条の2 施行規則第15条の3第2項
- \_\_\_\_\_の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有者等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 補正の方法
- 2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

- 第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)
- 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋\_\_\_\_\_に係る建物の区分所有者等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 補正の方法
- 2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第71条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（以下この項及び第71条の3において「避難指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第71条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第71条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度\_\_\_\_\_

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第71条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（同項\_\_\_\_\_に規定する避難の指示等（以下この項及び第71条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第71条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第71条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第71条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場

\_\_\_\_\_の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければな

合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5

らない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する 同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5

項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) [略]

項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名  
又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅  
又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい  
て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9  
第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内  
に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項  
各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名  
又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供す  
る部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項  
に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告  
書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった  
理由

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の

規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

（被災住宅用地の申告）

第71条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年\_\_\_\_\_を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

（被災住宅用地の申告）

第71条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

#### 附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 [略]

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 [略]

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税

(1)～(6) [略]

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

#### 附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 [略]

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 [略]

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税

に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2・3 [略]

### （読替規定）

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

### （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

#### 第10条の2 [略]

#### 2～4 [略]

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規

に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2・3 [略]

### （読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

### （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

#### 第10条の2 [略]

#### 2～4 [略]

5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規

定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

13 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

#### (軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

10 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

12 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

#### (軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項\_\_\_\_\_において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自

	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自

動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第79条第2号ア</u>	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 第16条の2 削除

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

### (軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

## (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

## 第16条の3　[略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する申告書を提出した場合\_\_\_\_\_に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第20条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

## (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

## 第16条の3　[略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第34条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第34条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないこと

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲

が適当であると市長が認めるとき。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは\_\_\_\_\_、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲

渡ではなかつたものとみなす。

3 [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第37条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

渡ではなかつたものとみなす。

3 [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（\_\_\_\_\_

市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

\_\_\_\_\_）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないこと

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（\_\_\_\_\_市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ\_\_\_\_\_。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書（\_\_\_\_\_にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないこと

	<p>についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第34条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第34条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
2	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 [略]</p>
3	<p>(納税証明事項)</p> <p>第19条の2 地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第19条の2 地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項又は第130条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) \_\_\_\_\_第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) \_\_\_\_\_第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、第78条の6第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項又は第130条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(法人税割の税率)

第35条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては\_\_\_\_\_、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの\_\_\_\_\_については、これを課さない。

(4)～(6) [略]

(法人税割の税率)

第35条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。
- 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第77条の2 [略]

(軽自動車税の課税免除)

第78条 [略]

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第78条の2 [略]

(軽自動車税の課税免除)

第78条の2の2 [略]

(環境性能割の課税標準)

第78条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第78条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環

境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第78条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第78条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第78条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第78条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,000円

その他のもの 年額 5,900円

(環境性能割の減免)

第78条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

ア 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

イ 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第80条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第82条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第84条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にについては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にについては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動

(3) [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第80条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第82条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第84条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動

車の所有者又は使用者にについては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にについては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 第77条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第85条 軽自動車等の所有者等又は第77条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(軽自動車税の減免)

第85条の2 市長は、公益のため直接専用すると認める軽自動車等\_\_\_\_\_に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事

車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 第78条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第85条 軽自動車等の所有者等又は第78条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(種別割の減免)

第85条の2 市長は、公益のため直接専用する\_\_\_\_\_軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する\_\_\_\_\_。

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事

由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第86条 市長は、次に掲げる軽自動車等\_\_\_\_\_に  
対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) [略]

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法\_\_\_\_\_第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手

由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割\_\_\_\_\_の減免)

第86条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに  
対しては、種別割\_\_\_\_\_を減免する\_\_\_\_\_。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの\_\_\_\_\_（1台に限る。）

(2) [略]

2 前項第1号の規定によって種別割\_\_\_\_\_の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」といいう。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」といいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手

帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第85条の2第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第87条 [略]

- 2 法第443条若しくは第77条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課さるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第77条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって軽自動車税

帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第87条 [略]

- 2 法第445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって種別割を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課さるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって種別割

を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることになったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることになったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第78条の8の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第78条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
------	--------	--------

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
---------	--------	--------

	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市市税条例及び一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 一関市市税条例及び一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年一関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条・第5条 [略]</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る<u>新条例第79条及び新条例</u>附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条・第5条 [略]</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る<u>一関市市税条例第79条及び附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5～7 [略]

<u>新条例第79条第2号 ア</u>	3,900円	3,100円	<u>第79条第2号ア(イ)</u> <u>第79条第2号ア(ウ)a</u> <u>第79条第2号ア(ウ)b</u>	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
<u>新条例附則第16条第 1項の表以外の部分</u>	第79条	一関市市税条例及び一 関市国民健康保険税条 例の一部を改正する條 例（平成26年一関市條 例第26号。以下この條 において「平成26年改 正条例」という。）附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第79条	附則第16条第1項	第79条	一関市市税条例及び一 関市国民健康保険税条 例の一部を改正する條 例（平成26年一関市條 例第26号。以下この條 において「平成26年改 正条例」という。）附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第79条
<u>新条例附則第16条第 1項の表第79条第2 号アの項</u>	第79条第2号ア	<u>平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 79条第2号ア</u>	<u>附則第16条第1項の 表第2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 79条第2号ア(イ)</u>
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	<u>附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ)aの項</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 82条第2号ア(ウ)a</u>
	10,800円	7,200円		6,900円	5,500円
			<u>附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ)b</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u>	<u>平成26年改正条例附則</u>

			表第2号ア(ウ)bの項	第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円		3,800円
	5,000円	4,000円		5,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (市たばこ税に関する経過措置)						
第5条 [略]	第5条 [略]						
2～6 [略]	2～6 [略]						
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、一関市市税条例第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [略] <table border="1"><tr><td>第20条第3号</td><td>_____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限</td><td>平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td></tr></table> [略]	第20条第3号	_____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、一関市市税条例第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [略] <table border="1"><tr><td>第20条第3号</td><td>_____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限</td><td>平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td></tr></table> [略]	第20条第3号	_____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第20条第3号	_____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限					
第20条第3号	_____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限					
8～14 [略]	8～14 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。							

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分（第4号に掲げる改正部分を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分及び次条第3項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分、第2条及び第3条の改正部分 平成31年10月1日
- (4) 第1条中表1の項の改正部分（附則第13項を附則第14項とし、同項の前に附則第13項を加える改正部分に限る。） 公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 第1条の規定（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例第49条第3項及び第5項並びに第51条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に同条例第49条第3項又は第51条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 第1条の規定（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第35条の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第61条の2及び附則第10条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供さ

れていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前的地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成29年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを一関市市税条例第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（一関市市税条例第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

- 4 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる改正部分の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 5 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第40号 参考資料

一関市市税条例等の改正概要

要旨	【個人市民税】 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項等を勘案し、市長が課税方式を決定できることの明確化			
	【法人市民税】 地方法人税（国税）の税率の引上げに併せた法人税割の税率の引下げ			
	【固定資産税】 家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の追加など			
	【軽自動車税】 3輪以上の軽自動車に係る燃費性能に応じて税率を軽減する特例の延長、自動車取得税の廃止に併せた環境性能割の創設など			
一関市市税条例の一部改正（第1条関係）				
項目	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
1	市民税	第34条（所得割の課税標準）	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するための規定の整備	公布の日
		第35条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	第34条の改正に伴う文言整理	公布の日
		第37条の2（市民税の申告）	仮認定特定非営利活動法人の名称が特例認定特定非営利活動法人に変更されたことに伴う文言整理	公布の日
		第49条（法人の市民税の申告納付）	延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備	公布の日
		第51条（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）	延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備	公布の日
	固定資産税	第61条（固定資産税の課税標準）	震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産について、課税標準の特例が追加されたことに伴う規定の整備	公布の日 平成28年4月1日 以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用

固定資産税	第61条の2（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）	<p>課税標準の特例の割合を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置が導入された固定資産について、その課税標準の特例の割合を定めるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>条項</th><th>課税標準の特例の割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産</td><td>法第349条の3第28項</td><td rowspan="3">3分の1</td></tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産</td><td>法第349条の3第29項</td></tr> <tr> <td>事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産</td><td>法第349条の3第30項</td></tr> </tbody> </table>	区分	条項	課税標準の特例の割合	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	法第349条の3第28項	3分の1	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	法第349条の3第29項	事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産	法第349条の3第30項	公布の日 平成29年4月1日 以後に新たに取得する設備等に対して課する平成30年度以後の固定資産税から適用
区分	条項	課税標準の特例の割合											
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	法第349条の3第28項	3分の1											
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	法第349条の3第29項												
事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産	法第349条の3第30項												
第63条の2（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）	居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、区分所有者全員による申出があった場合には、当該申し出た割合による按分を可能とすることとするための規定の整備	公布の日											
第63条の3（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出）	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備	公布の日											
第66条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定の整備	公布の日											
第71条の3（被災住宅用地の申告）	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する規定の整備	公布の日											

市民税	附則第7条の3の2（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）	住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を2年間延長するもの	公布の日											
	附則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長するもの	公布の日											
	附則第10条（読み替規定）	読み替規定の中で引用する地方税法の条に追加等があったことに伴う文言整理	公布の日											
	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	<p>課税標準の特例の割合を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置が導入された固定資産について、その課税標準の特例の割合を定めるもの</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業所内保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条項</th> <th>課税標準の特例の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事業所内保育事業の用に供する施設</td> <td>法附則第15条第44項</td> <td>3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助開始日の属する年の翌年度から5年度分の固定資産税に限る。)</p> <p>(2) 都市緑地法に基づき、緑地保全・緑化推進法人が設置する土地に係る固定資産税の課税標準の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条項</th> <th>課税標準の特例の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民緑地の用に供する土地</td> <td>法附則第15条第45項</td> <td>3分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市民緑地を設置した日の属する年の翌年度から3年度分の固定資産税に限る。)</p>	区分	条項	課税標準の特例の割合	特定事業所内保育事業の用に供する施設	法附則第15条第44項	3分の1	区分	条項	課税標準の特例の割合	市民緑地の用に供する土地	法附則第15条第45項	3分の2
区分	条項	課税標準の特例の割合												
特定事業所内保育事業の用に供する施設	法附則第15条第44項	3分の1												
区分	条項	課税標準の特例の割合												
市民緑地の用に供する土地	法附則第15条第45項	3分の2												

軽自動車税	附則第16条（軽自動車税の税率の特例）	環境性能の優れた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率を軽減する特例について規定	公布の日 平成30年度及び平成31年度分の軽自動車税について適用	
	附則第16条の2（軽自動車税の賦課徴収の特例）	減税対象車に係る軽自動車税に不足額が生じた場合の賦課徴収の特例について規定	公布の日	
市民税	附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するための規定の整備	公布の日	
	附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの	公布の日	
市民税	附則第20条の2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するための規定の整備	公布の日	
	附則第20条の3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するための規定の整備	公布の日	
2	市民税	附則第5条（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備	平成31年1月1日
3	賦課徴収	第19条の2（納税証明事項）	現行の「軽自動車税」の名称を「種別割」に変更する規定の整備	平成31年10月1日
	第20条（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）	環境性能割の創設に伴う規定の整備	平成31年10月1日	
	市民税	第35条の4（法人税割の税率）	地方法人税（国税）の税率の引上げに伴い、法人税割の税率を引下げするもの	平成31年10月1日

軽自動車税	第77条（軽自動車税の納税義務者等）	環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	平成31年10月1日
	第78条（軽自動車税のみなす課税）	軽自動車の売買契約において、売主が所有権を留保している場合に買主を取得者又は所有者とみなす等について規定の新設	平成31年10月1日
	第78条の2（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）	軽自動車税のみなす課税の新設に伴う条の移動	平成31年10月1日
	第78条の2の2（軽自動車税の課税免除）		
	第78条の3（環境性能割の課税標準）	自動車取得税の廃止に併せた環境性能割の創設に伴う規定の整備 ・ 税率は、環境性能に応じ、軽自動車の取得価額の100分の1から100分の3までとするもの	平成31年10月1日
	第78条の4（環境性能割の税率）		
	第78条の5（環境性能割の徴収の方法）		
	第78条の6（環境性能割の申告納付）		
	第78条の7（環境性能割に係る不申告等に関する過料）		
	第78条の8（環境性能割の減免）		
	第79条（種別割の税率）	現行の「軽自動車税」を「種別割」に変更すること及び条の移動等による文言整理	平成31年10月1日
	第80条（種別割の賦課期日及び納期）		
	第82条（種別割の徴収の方法）		
	第84条（種別割に関する申告又は報告）		
	第85条（種別割に係る不申告等に関する過料）		
	第85条の2（種別割の減免）		
	第86条（身体障害者等に対する種別割の減免）		
	第87条（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）		
	附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収を行うものとする規定の整備	平成31年10月1日
	附則第15条の3（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）	環境性能割の減免は、当分の間、県が減免に相当するものとして市長が定める軽自動車を減免するものとする規定の整備	平成31年10月1日
	附則第15条の4（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）	環境性能割の申告納付は、当分の間、県に対して行うものとする規定の整備	平成31年10月1日

	附則第15条の5（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）	環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を、徴収取扱費として、市から県に交付するものとする規定の整備	平成31年10月1日
	附則第15条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	環境性能割の税率について、営業用の車両については、当分の間、税率を2分の1とするもの、また、自家用の車両は、100分の2を上限とするものとする規定の整備	平成31年10月1日
	附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）	環境性能割の創設に伴い現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備	平成31年10月1日

一関市市税条例及び一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年一関市条例第26号）の一部改正（第2条関係）				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
	軽自動車税	附則第6条（軽自動車税に関する経過措置）	種別割の税率の特例に係る一関市市税条例の規定の改正に伴う文言整理	平成31年10月1日

一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年一関市条例第31号）の一部改正（第3条関係）				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
	市たばこ税	附則第5条（市たばこ税に関する経過措置）	環境性能割の申告納付に係る一関市市税条例の規定の追加に伴う文言整理	平成31年10月1日

議案第41号

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年一関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税免除の適用) 第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から <u>平成29年3月31日</u> までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から <u>平成29年3月31日</u> までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算	(課税免除の適用) 第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から <u>平成33年3月31日</u> までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から <u>平成33年3月31日</u> までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。	して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例による改正後の一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

議案第42号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
〔略〕							
49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。）	49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。）

対する審査	以下この項において同じ。) 又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの35,000円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関_____ _____ _____ _____	対する審査	1件につき	以下この項において同じ。) 又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの35,000円(_____ _____ _____ _____ _____住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性
-------	---	-------	-------	---

		<p>_____ (以下この項において「審査機関」という。)があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ)・(ウ) [略] イ～オ [略]</p>		<p>能判定機関 (以下この項において「審査機関」という。)があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ)・(ウ) [略] イ～オ [略]</p>
50 [略]				
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能 (平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能 (平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき</p> <p>棟ごとに、(1)に定める額 (法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、52の項及び53の項において同じ。) 又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分 (法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53</p>	<p>建築物エネルギー消費性能 (平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき</p> <p>棟ごとに、(1)に定める額 (法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、52の項及び53の項において同じ。) 又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分 (法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53</p>	<p>建築物エネルギー消費性能 (平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき</p> <p>棟ごとに、(1)に定める額 (法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、52の項及び53の項において同じ。) 又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分 (法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53</p>

		<p>の項において同じ。) を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）を除く。）をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (以下この項及び53の項において「審査機関」という。) があらかじめ法第30条第1項</p>		<p>の項において同じ。) を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）を除く。）をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円（_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関</u>（以下この項及び53の項において「審査機関」という。）があらかじめ法第30条第1項</p>
--	--	--	--	---

		<p>各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能（法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、50の項及び51の項において「省令」という。）<u>第8条第1号イ(1)</u>及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p>		<p>各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能（法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、50の項及び51の項において「省令」という。）<u>第10条第1号イ(1)</u>及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p>
--	--	--	--	---

		<p>エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令<u>第8条第1号イ(2)</u>及び<u>ロ(2)</u>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るもの除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 (1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあっては、(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)に定める額）</p> <p>(イ) 非住宅部分 (1)ウ(ア)又は(イ)に定める床面積</p>		<p>エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令<u>第10条第1号イ(2)</u>及び<u>ロ(2)</u>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るもの除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 (1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあっては、(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)に定める額）</p> <p>(イ) 非住宅部分 (1)ウ(ア)又は(イ)に定める床面積</p>
--	--	--	--	---

		の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令 <u>第8条第1号イ</u> (2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)又は(イ)に定める額) (2) [略]			の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令 <u>第10条第1号イ</u> (2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)又は(イ)に定める額) (2) [略]
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。